

一般社団法人 岩手県発明協会 会費について

令和4年5月27日

会員種別		基準	会費金額／年
法人会員	(1)第1種	・資本金1億円以上、もしくは従業員300人以上の企業とする。	1口10万円 1口以上
	(2)第2種	・資本金3,000万円以上1億円未満、もしくは従業員100人以上300人未満の企業とする。	1口5万円 1口以上
	(3)第3種	・第1種、第2種以外の企業とする。	1口1万円 2口以上
個人会員	第1種	・個人	1口1万円 1口以上
賛助会員		・「法人法」上の社員の資格は有しないが、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする企業。	【協力金】 原則3万円以上